

## 伊勢市議会訓令第 号

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する訓令

伊勢市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年伊勢市議会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「保険者番号及び加入者等記号・番号」を「加入者等記号・番号等」に改め、同条第7号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第8号中「保険者番号及び被保険者記号・番号」を「被保険者記号・番号等」に改め、同条第10号中「番号」の次に「又は同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号」を加え、同条第11号中「保険者番号及び組合員等記号・番号」を「組合員等記号・番号等」に改め、同条第14号中「保険者番号及び被保険者番号」を「被保険者番号等」に改める。

第5条第2項中「次に定める」を「次に掲げる」に改める。

第8条第8項第1号及び第2号中「又は報酬、福利厚生に関する事項その他」を「若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又は」に改める。

第12条の見出し中「通知」を「際に通知すべき事項」に改める。

### 附 則

この訓令は、令和7年3月24日から施行する。ただし、第3条第6号から第8号まで、第11号及び第14号、第5条第2項、第8条第8項第1号及び第2号並びに第12条の見出しの改正規定は、公表の日から施行する。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 略 (個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する<u>加入者等記号・番号等</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する<u>被保険者記号・番号等</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号又は<u>同法第95条の2第2項第1号の免許情報記録の番号</u></p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する<u>組合員等記号・番号等</u></p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する<u>被保険者番号等</u></p> <p>(15)～(17) 略</p> <p>第4条 略 (個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)</p> <p>第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために</p>	<p>第1条・第2条 略 (個人識別符号)</p> <p>第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)第45条第1項に規定する<u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u></p> <p>(7) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)第112条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(8) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者記号・番号</u></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号</p> <p>(11) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第144条の24の2第1項に規定する<u>保険者番号及び組合員等記号・番号</u></p> <p>(12)・(13) 略</p> <p>(14) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第161条の2第1項に規定する<u>保険者番号及び被保険者番号</u></p> <p>(15)～(17) 略</p> <p>第4条 略 (個人の権利利益を害するおそれ大きいもの)</p> <p>第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために</p>

必要な範囲において、次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1)～(5) 略

第6条・第7条 略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿(様式第1号)を作成しなければならない。

2～7 略

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア・イ 略

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

9 略

第9条～第11条 略

(開示決定の際に通知すべき事項)

第12条 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) 略

第13条～第29条 略

必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1)～(5) 略

第6条・第7条 略

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル(条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿(様式第1号)を作成しなければならない。

2～7 略

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

ア・イ 略

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 略

第9条～第11条 略

(開示決定の通知)

第12条 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(3) 略

第13条～第29条 略